

# 派遣労働者も あなたの会社の一員です

近年、当署管内における事業場で派遣労働者の労働災害が多発しています。

災害の内容をみると行動災害が多く、安全管理担当者に災害発生原因を聞くと「労働者の不注意」で処理しているところが多く見受けられます。

当署において行動災害発生事業場の調査を実施すると、労働者の不注意（不安全行動）だけが原因ではなく、安全通路の確保など物的原因や作業マニュアル、安全教育などの管理面にも原因が認められ、事業場の安全衛生管理の不備を指導し、改善させる事例もあります。

**特に派遣先事業者は、派遣労働者の労働災害防止対策を推進する責任がありますので、裏面通達を参考に未然防止に努めてください。**



作業方法の見直しが必要だね

安全衛生教育も実施しよう

## [労働災害が発生した場合]

- **派遣先事業者**は、派遣労働者にかかわる労働災害の事実を労働者死傷病報告書（法令様式）に記入して派遣先事業場を管轄する労働基準監督署へ、遅滞なく提出し、その写しを派遣元事業者へ送付しなければなりません。
- **派遣元事業者**は、送付された写しの内容を踏まえて労働者死傷病報告書を作成し、派遣元事業場を管轄する労働基準監督署に提出しなければなりません。

※ 派遣先事業者が当該報告書を提出していない事例が見られるため、派遣元事業者は派遣契約を締結する際に、その旨を契約書に明示するなどにより、派遣先事業者に対して指導してください。

# 渋谷労働基準監督署

## 派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について

平成 21 年 3 月 31 日 発第 0331010 号より

### 派遣労働者の安全衛生の確保に係る重点事項（概要）

#### 1 派遣元事業者が実施すべき重点事項

- (1) 派遣労働者を含めた安全衛生管理体制の確立
- (2) 安全衛生教育の実施等
  - ア 雇入れ時の安全衛生教育の適切な実施
  - イ 作業内容変更時の安全衛生教育の適切な実施
  - ウ 安全衛生教育の内容等
  - エ 派遣先事業者へ安全衛生教育の実施を委託した場合の対応

- (3) 就業制限
- (4) 一般健康診断の実施及びその結果に基づく事後措置
- (5) 医師による面接指導等
- (6) 労働者死傷病報告の提出等(派遣労働者が労働災害に被災した場合)

## 2 派遣先事業者が実施すべき重点事項

- (1) 派遣労働者を含めた安全衛生管理体制の確立
- (2) 危険又は健康障害を防止するための措置の適切な実施
- (3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施
- (4) 安全衛生教育の実施等
  - ア 雇入れ時等の安全衛生教育の実施状況の確認
  - イ 作業内容変更時の安全衛生教育の適切な実施
  - ウ 特別教育の適切な実施
  - エ 派遣先事業場における禁止事項の周知
- (5) 安全な作業の確保
  - ア 就業制限業務に係る資格の確認
  - イ 安全な作業マニュアル等の作成
  - ウ 派遣労働者の作業状況の確認
  - エ 標識、警告表示の掲示等
- (6) 特殊健康診断の実施及びその結果に基づく事後措置
- (7) 派遣労働者が労働災害に被災した場合の対応
  - ア 労働災害の発生原因の調査及び再発防止対策
  - イ 労働者死傷病報告の提出等(派遣先事業場を管轄する労働基準監督署長へ提出)

## 3 派遣元事業者と派遣先事業者との連携

- (1) 安全衛生教育に関する協力や配慮
  - ア 派遣元事業者に対する情報提供等
  - イ 雇入れ時等の安全衛生教育の委託の申入れへの対応
- (2) 危険有害業務に係る適正な労働者派遣
- (3) 一般健康診断の実施に関する派遣先事業者の配慮
- (4) 派遣元事業場における再発防止対策に関する協力
- (5) 派遣元事業者と派遣先事業者との連絡調整

※ 本通達の詳細は、厚生労働省のホームページから閲覧できます。